

治療と仕事の両立支援 基本方針

社会福祉法人仁摩福祉会（以下「法人」という。）は、ダイバーシティを推進し、職員が病気になっても安心して働き続けることができるよう、治療と仕事の両立支援について、下記のとおり基本方針を定める。

記

1. 安全と健康の確保

法人は労働安全衛生法を遵守し、職員の健康に配慮し、疾病の重度化予防や意識啓発のための取り組みを行います。

また就労によって、疾病の増悪、再発や労働災害が生じないように、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の適切な就業上の措置や治療に対する配慮をおこないます。

2. 組織風土作り

法人は当事者やその同僚となりうる全ての職員や上司、管理職に対して、治療と職業生活の両立に関する研修等を通じた意識啓発を行い、働く意思のある職員が闘病をしながら働き続けられるよう配慮ができる職場風土を作ります。

また当事者から申し出が円滑に行われるよう、職場内ルールを作成し周知するとともに、申し出が行いやすい環境整備に努めます。

3. 職員本人の取り組み

疾病を抱える職員本人は、主治医の指示等に基づき、治療を受けること、服薬すること、適切な生活習慣を守ること等、治療や疾病の増悪防止について適切に取り組むこととし、職場復帰に向けた生活を心がけます。

4. 個人情報の保護

治療と仕事の両立支援のために必要な、症状、治療の状況等の疾病に関する情報については職員本人の同意を得て取得し、その情報は両立支援のために必要な範囲で利用します。

職員本人の周囲の同僚や上司等には、就業上の措置及び治療に対する措置を行う必要がある場合等、本人の同意を得た上で、理解を得るため必要な範囲で情報を開示します。

令和 元年 5月 1日
社会福祉法人 仁摩福祉会
理事長 松浦 市正